

## ケアハウス ピスガこうせい 利用料金表

2015年4月1日現在(改訂版)

対象収入による階層区分(注1)		利用料金 ① 一時金340万円のケース					利用料金 ② 一時金170万円のケース					利用料金 ③ 一時金0円のケース(分割払い)				
		区分	事務費	管理費	生活費	合計	区分	事務費	管理費	生活費	合計	区分	事務費	管理費	生活費	合計
1	1,500,000以下	月額	10,000			77,200	月額	10,000			84,300	月額	10,000			91,400
2	1,500,001～1,600,000	月額	13,000			80,200	月額	13,000			87,300	月額	13,000			94,400
3	1,600,001～1,700,000	月額	16,000			83,200	月額	16,000			90,300	月額	16,000			97,400
4	1,700,001～1,800,000	月額	19,000			86,200	月額	19,000			93,300	月額	19,000			100,400
5	1,800,001～1,900,000	月額	22,000			89,200	月額	22,000			96,300	月額	22,000			103,400
6	1,900,001～2,000,000	月額	25,000			92,200	月額	25,000			99,300	月額	25,000			106,400
7	2,000,001～2,100,000	月額	30,000	23,500	43,700	97,200	月額	30,000	30,600	43,700	104,300	月額	30,000	37,700	43,700	111,400
8	2,100,001～2,200,000	月額	35,000			102,200	月額	35,000			109,300	月額	35,000			116,400
9	2,200,001～2,300,000	月額	40,000			107,200	月額	40,000			114,300	月額	40,000			121,400
10	2,300,001～2,400,000	月額	45,000			112,200	月額	45,000			119,300	月額	45,000			126,400
11	2,400,001～2,500,000	月額	50,000			117,200	月額	50,000			124,300	月額	50,000			131,400
12	2,500,001～2,600,000	月額	57,000			124,200	月額	57,000			131,300	月額	57,000			138,400
13	2,600,001～2,700,000	月額	64,000			131,200	月額	64,000			138,300	月額	64,000			145,400
14	2,700,001～	月額	67,600			134,800	月額	67,600			141,900	月額	67,600			149,000

但し、滋賀県ケアハウス設置運営要綱改正に伴い変更になります。

- ※ 事務費は、ご本人の前年の対象収入(注1)によって変わります。
- ※ 冬季(11月～3月)の期間は、暖房費として1,930円を別途いただきます。

- ※ 入居一時金
  - ① 入居一時金が340万円のケース  
入居一時金は、20年の均等償却で、1年間で17万円の償却となります。  
退去時に未経過分のある場合は、その年数に応じて返還いたします。  
管理料は、23,500円となります。
  - ② 入居一時金が170万円のケース  
入居一時金は、20年の均等償却で、1年間で8万5千円の償却となります。  
退去時に未経過分のある場合は、その年数に応じて返還いたします。  
管理料は、30,600円となります。
  - ③ 入居一時金が0円(分割払い)のケース  
管理料は、37,700円となります。  
但し、保証金30万円をお支払いいただきます。保証金は、退去時の居室の原状回復費と利用料の滞納費として使用いたします。

- ※ 入居が20年を経過したとき  
分割払いが適応され、一時金は不要で管理費は37,700円をお支払いいただきます。  
但し、保証金30万円をお支払いいただきます。保証金は、退去時の居室の原状回復費と利用料の滞納費として使用いたします。

- (注1) 「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費、介護保険の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
- (注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日老発)の「対象収入について」の取扱いの他、国、県の通知に基づいて取り扱います。
- (注3) ご本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とします。  
個々の負担に帰すべき特定のサービスを利用する場合は、別にサービス料金を定め、ご本人の負担とします。